



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 5 月号

代表便り ~春日井名物グルメ王座決定戦を終えて~

皆さん、こんにちは。

タイトルにもある通り、第3回春日井名物グルメ王座決定戦が終わりました。

参加して頂いた皆様、ありがとうございました。

この決定戦でもって、主催をしておりました春日井商工会議所青年部の会長を無事終えることが出来ました。ほっと一息です。

4月中は、前年度の打ち上げ飲み会や旅行など多く、まだまだ落ち着いてとはいきませんが、5月に入ったら、この経験を活かして事業を伸ばしていきたいと思えます。

特に今、力を注いでいるのが、M&A の分野です。

合併や事業譲渡など、事業の引継ぎにプランニング、コンサルティング。

普通に税務関連業務として処理をしていますが、これを1人立ちさせたいなと思っています。

私に溜まっているノウハウをどのように社員に伝えていくのか。

また、それを外部にPRするのに、どうすれば良いのか。

税理士法人で処理するのか、別法人を立ち上げるのか。

色々な課題を一つ一つ丁寧に、迅速にクリアしていきたいと思えます。

そして、わざわざ、名古屋の高いコンサルに頼まなくとも、地元でもって、商工会議所や、弊社の顧問先、広い人間関係をもって、事業の問題をクリアできる、そんな M&A センターを目指していきます！



無料経営相談実施中！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

5月開催スケジュール(予約必要)

5月14日(月)午後1時より5時まで

5月22日(火)午後6時より8時まで

5月24日(木)午後1時より5時まで

ご予約電話番号

0120-974-830

担当：大久保



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

本店便り ~趣味の話/LINKS 優勝!!~

文責：亀田

今回は、私の趣味であるバスケットのお話です。

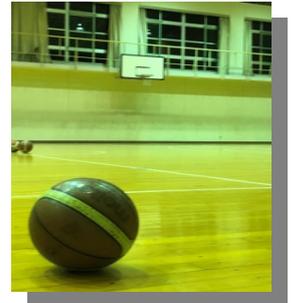


先日、LIGATOKAI という 81 チームが参加するアマチュアリーグの 1 部 PLAYOFF が行われました。なんと我がチーム「LINKS」見事優勝することが出来ました！！しかも 3 連覇というオマケ付き！！

素晴らしいことです！！

胴上げもしてもらい最高な一日を過ごすことが出来ました！！言うまでもなくビールが格別にうまかったです（笑

チームメイトに感謝！！特に貴重な休みの日曜日にバスケットに行かせてくれる妻には特に感謝です（笑



インター店便り ~安城産業文化公園デンパーク~

文責：服部

確定申告も終わり、暖かくなってきましたね！お出かけにちょうどいい気候になってきたので、久しぶりに家族で安城市のデンパークに行ってきました。

目的は特になく、ただなんとなく行ってみるかというくらいの気持ちだったのですが、臨時駐車場も用意されており、すごい人だかり！なんだろうと思っていたら、イベントでお笑い芸人のメイプル超合金のライブがありました。



そして、運良くライブを見ることができたのですが、最初はテレビに出ている人が目の前にいる！おお～！という気持ちでしたが、やっているネタもそんなに面白くなく、わざわざ立って見ているのがしんどい・・・と感じ始め、途中で抜けてきてしまいました。

後日、その話を同僚にしたところ、「面白くないと感じるのは、そもそも服部さんが笑いたいと思って聞いてないから。」と言われ、はっとしました。確かにライブを聞いているとき、爆笑している人も沢山いました。

私はやっぱり関西人なので、どんなネタをやって私を笑わせてくれるのか？！というような、審査員的な目線だったかもしれません（笑）

次回、チャンスがあれば、笑いに行くというスタンスでライブを聞いてみたいです。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

経営情報**～事業承継税制改正～**

文責：福島



同族後継者に限らず一定の親族外承継も可能に

～平成 30 年 1 月から 10 年間限定で事業承継税制拡大～

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後 10 年の間に、70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人になるといわれていますが、半数以上が事業承継の準備を終えていないのが現状です。そのまま放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れがあるとされ、円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制が改正されます。

●改正点

	改正前	改正後
後継者人数の拡大	代表となる後継者 <u>1 人だけ</u>	最大 <u>3 人まで</u>
猶予対象の株式の制限	発行済み株式の 3 分の 2	取得した <u>全ての株式</u>
猶予の割合	株式に係る相続税の 80% (贈与は 100%)	株式に係る相続税額の 100% (贈与も 100%)
株式の取引先	先代代表者からのみ可	先代代表者 <u>以外からの承継も可</u>
雇用確保要件	5 年間は贈与・相続時の 雇用 8 割を確保	雇用 8 割を下回ったとしても、満たせない理由を記載した一定の書類を都道府県に提出すれば <u>猶予打ち切りは確定しない</u> 。
株式の譲渡、会社が 合併・解散をする場合 の 納税額	当初納税猶予額	一定の要件を満たす場合には、当初納税猶予額を上限として、一定の再計算した金額が当初猶予額を下回る時は <u>差額を免除</u>

今回の事業承継税制の適用は、平成 30 年 1 月 1 日～平成 39 年 12 月 31 日までの間に行われた贈与・相続により取得する株式について適用ができます。また、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社等に対して適用が許されます。

事業承継税制の改正は、会社の事業承継を、自身の相続税対策を行うべきタイミングではないでしょうか。

しかし、全ての中小企業の事業承継にとって必ずしも最適とはいえません。(事業承継を適用せずとも、簡単な株価引き下げの方法によって株価を引き下げた上で贈与等を行うことにより株式の移転ができるのであれば、手間なく自社株を承継できるケースもあります)

事業承継に関して問合せ、相談をお受けしております。お気軽にご連絡ください。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
- MAIL mikami@taxer.info

5月の税務

- ・ 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…5月31日(木)
- ・ 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…5月31日(木)
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知期限 5月31日(木)
- ・ 自動車税の納付 納付期限…5月中において各自治体の条例で定める日



行楽日記

文責：徳田



4月12日、社員旅行へ行ってきました！今年は、小牧市にある市民四季の森でバーベキュー♪社員、パート、子どもを含め総勢23名が参加しました。時おり小雨や強風が吹く中でのバーベキューでしたが、お肉に、蟹に、野菜に、どれも絶品でした！！

社員の方々が素晴らしいチームワークを発揮し、どんどん食材を焼いてくれました。普段、所内で関わりの少ない方ともお話しことができ、有意義な時間を過ごすことができました。



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info